

## オンラインゲーム課金につながる あぶない場面<sup>ほめん</sup>に注意!!



- 【相談事例1】 ギフトカードを購入して、スマホのゲーム課金をしていた。ギフトカードを使い切ったはずなのに、課金できた。気が付かなかったが、携帯電話料金が20万円も請求されて親から叱られた。(10代男性)
- 【相談事例2】 親のスマホを借りてゲームをしていたら、自由に課金できたので、繰り返し課金してしまった。親のクレジットカードで、40万円も請求されている。どうしたらいいか。(10代男性)

◆簡単にゲームのアイテムの購入や課金ができても、代金は必ずスマホの契約者やクレジットカードの名義人に請求されます。



未成年者が保護者の同意なしに行った契約は、原則取り消すことができますが、未成年者が課金したと証明することが難しく、ゲーム会社等と話し合う必要があります。

### 【保護者へのアドバイス】

- 保護者のスマホやタブレットを、保護者のアカウントにログインした状態で子どもに渡すと、子どもの認識がないままゲーム課金されることがあります。アカウントは必ずログオフしましょう。子ども専用のアカウントを作成し、保護者が子どもの課金を制限することができる、「ペアレンタルコントロール」機能を利用して、保護者が管理しましょう。



- ◆わからないことや困ったことがあったら、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。

### 相談窓口の案内

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん